

令和元年10月

岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

令和元年10月28日

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和元年10月28日（月）

- 第1 仮議席の指定
 - 第2 岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙
 - 第3 岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙
 - 第4 議席の指定
 - 第5 会議録署名議員の指名
 - 第6 会期の決定
 - 第7 広域連合長あいさつ
 - 第8 議案第1号 岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
 - 第9 議案第2号 東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

上記日程のとおり

出席議員（30名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 清水 崇文 君 | 2番 小笠原 清晃 君 |
| 3番 本館 憲一 君 | 4番 小原 享子 君 |
| 5番 竹花 邦彦 君 | 7番 鈴木 一夫 君 |
| 8番 関 善次郎 君 | 9番 中上 一登 君 |
| 10番 中村 正志 君 | 11番 菊池 美也 君 |
| 12番 千田 恭平 君 | 13番 大坂 俊 君 |
| 14番 遠藤 幸徳 君 | 15番 仲田 孝行 君 |

16番 上野 三四二 君
18番 五枚橋 久夫 君
22番 東梅 守 君
24番 田中 二郎 君
26番 中瀬 春英 君
28番 寺崎 敏子 君
30番 林崎 竟次郎 君
32番 高橋 七郎 君

17番 米田 徳一郎 君
19番 阿部 加代子 君
23番 高宮 一明 君
25番 浜川 末松 君
27番 千田 力 君
29番 佐藤 克典 君
31番 藤原 恵子 君
33番 佐々木 功夫 君

欠席議員（3名）

6番 船砥 英久 君
21番 神田 謙一 君

20番 高橋 輝彦 君

説明のため出席した者

広域連合長	谷藤 裕明 君	事務局長	藤原 真人 君
次長兼 総務課長	川村 康範 君	業務課長	小山 泰光 君
会計管理者兼 会計室長	及川 哲也 君		

職務のため出席した者

議会書記長	川村 康範 君	議会書記	前田 正利 君
議会書記	浅沼 和也 君		

開会 午後 2時33分

◎臨時議長の紹介

○議会書記長（川村康範君） 岩手県後期高齢者医療広域連合議会書記長の川村でございます。

現在、広域連合議会におきまして、議長及び副議長がともに欠けておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、上野三四二議員が年長の議員でありますので、臨時の議長を上野議員にお願いしたいと存じます。

上野議員、議長席に御着席願います。

〔上野三四二議員 議長席に着席〕

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（上野三四二君） ただいま御紹介にあずかりました上野三四二でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。

よろしく願いをいたします。

これより、令和元年10月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は30名であります。

欠席の通告は、船砥英久議員、神田謙一議員、高橋輝彦議員、以上3名であります。

地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

◎諸般の報告

○臨時議長（上野三四二君） 最初に、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査の結果報告の8件があります。お手元に資料を配付しておりますので、御了承願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長（上野三四二君） これより、本日の議事日程に入ります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

○臨時議長（上野三四二君） 日程第2、岩手県後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○臨時議長（上野三四二君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りします。

指名の方法は、臨時議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○臨時議長（上野三四二君） 御異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長には、小笠原清晃議員を指名します。

お諮りします。

ただいま臨時議長において指名しました小笠原清晃議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○臨時議長（上野三四二君） 異議なしと認めます。

よって、小笠原清晃議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小笠原清晃議員が議場におられますので、本席から告知します。

◎議長就任あいさつ

○臨時議長（上野三四二君） ただいま告知しました小笠原清晃議員から御挨拶がございます。

〔小笠原清晃議員 登壇〕

○2番（小笠原清晃君） 議長就任に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の御推挙によりまして、広域連合議会議長の要職を担うことになりました二戸市の小笠原清晃でございます。

皆様方には、御推薦をいただきましたことに心より深く感謝を申し上げます。

議会の円滑な運営はもとより、議会活動を通じまして高齢者の福祉向上のために誠心誠意努力し、議長の職責を果たしたいと思っている所存でございます。

議員各位の一層の御支援と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔小笠原清晃議員 降壇〕

○臨時議長（上野三四二君） 以上で、私の臨時議長としての職務を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

それでは、小笠原清晃議長にお席に着くようお願いを申し上げます。

〔議長、臨時議長と交代〕

◎岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

○議長（小笠原清晃君） 議事日程の進行に先立ちまして、先日の台風19号による被害はまことに甚大であり、被災された方々に対しまして心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を祈念いたすとともに、犠牲になられた方々に対し黙禱をささげたいと思います。

御起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙禱]

○議長（小笠原清晃君） 黙禱を終えます。御着席をお願いいたします。

日程第3、岩手県後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長には、浜川末松議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました浜川末松議員を当選人と定めることに御異議ございませんか。

[異議なし]

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、指名のとおり浜川末松議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました浜川末松議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

◎副議長就任あいさつ

○議長（小笠原清晃君） ただいま告知しました浜川末松議員から御挨拶があります。よろしくお願いいたします。

〔浜川末松議員 登壇〕

○25番（浜川末松君） 議員各位のご推挙を賜りまして、広域連合議会副議長の要職を担うことになりました洋野町の浜川末松でございます。

議員各位の御指導、御鞭撻をいただきながら、円滑な議会運営のため、小笠原議長を補佐し、副議長の職責を全うしてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

〔浜川末松議員 降壇〕

◎議席の指定

○議長（小笠原清晃君） 日程第4、議席の指定を行います。

任期満了等に伴う広域連合議会議員選挙により、広域連合議会議員とられました皆様の議席につきましては、ただいま御着席の議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小笠原清晃君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、26番 中瀬春英議員、27番 千田力議員、以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小笠原清晃君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎広域連合長あいさつ

○議長（小笠原清晃君） 日程第7、広域連合長の御挨拶であります。

谷藤広域連合長、お願いします。

○広域連合長（谷藤裕明君） 岩手県後期高齢者医療広域連合長の谷藤裕明でございます。

本日は、御多用のところ、御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

当広域連合における後期高齢者医療制度の運営につきまして、日ごろより議員各位の御理解と御協力を賜っておりますことに心からお礼申し上げます。

まずもって、今年13日未明から朝にかけて本県に最接近し沿岸地域を中心に大きな被害をもたらした台風19号により亡くなられた方にお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われました方々に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げます。

さて、今年9月2日から関係市町村の皆様のお支援を賜りまして、引き続き広域連合長の任につくこととなりました。今後におきましても、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、最善を尽くしてまいりたいと存じますので、議員の皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

広域連合におきましては、高齢者の皆様が適切な医療を受けることができ、かつ健康で安心した生活を維持できるよう、制度を円滑に運営することが求められております。今年6月に開催されました全国後期高齢者医療広域連合協議会におきましては、制度が持続可能で安定した財政運営が可能となるように、国の財政支援の拡充を求めるとともに、東日本大震災等により被害を受けた被保険者の方々への支援などを今後も継続するよう、全国協議会会長から厚生労働大臣宛てに要望書を提出したところでございます。

国におきましては、今後とも地方との丁寧な協議を踏まえ、制度の健全な運営と持続のため、積極的な措置を講じるよう強く望むものであります。

本日は、岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等の専決処分に関する2件の議案を提案申し上げます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原清晃君） 日程第8、議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） それでは、議案書2ページをお開き願います。

議案第1号「岩手県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。人事院規則が平成31年2月1日に改正され、時間外勤務命令の上限時間に関し4月1日から施行されることとなったことから、岩手県後期高齢者医療広域連合におきましても、職員に対し、正規の勤務時間を超えてまたは週休日に勤務することを命ずることができる時間等を定めるための所要の整備を行うため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、平成31年3月26日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第1号につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原清晃君） これより議案審議を行います。

議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

御意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認めます。

御意見を終わります。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は承認することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原清晃君） 日程第9、議案第2号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

藤原事務局長。

○事務局長（藤原真人君） 議案書4ページをお開き願います。

議案第2号「東日本大震災に係る岩手県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」であります。東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づく指示により設定されたいわゆる避難指示区域等に住所を有していたことにより避難を行った後期高齢者医療の被保険者に係る保険料は国の財政支援を受け減免を行っているところであります。令和元年6月24日に国から令和元年度相当分の保険料の減免に係る財政支援について示されたことから、減免の対象とする保険料に令和元年度分を追加するなどの所要の整備を行うため、当該一部改正条例を制定する必要が生じたことから、令和元年7月1日に専決処分を行ったものであります。

以上、議案第2号につきまして御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小笠原清晃君） これより議案審議を行います。

議案第2号に対する質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） これをもって質疑を終わります。

御意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小笠原清晃君） ないものと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○議長（小笠原清晃君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は承認することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（小笠原清晃君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって今期臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。御苦労さまでございました。

閉会 午後 2時55分

岩手県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 小 笠 原 清 晃

副 議 長 浜 川 末 松

署 名 議 員 中 瀬 春 英

署 名 議 員 千 田 力